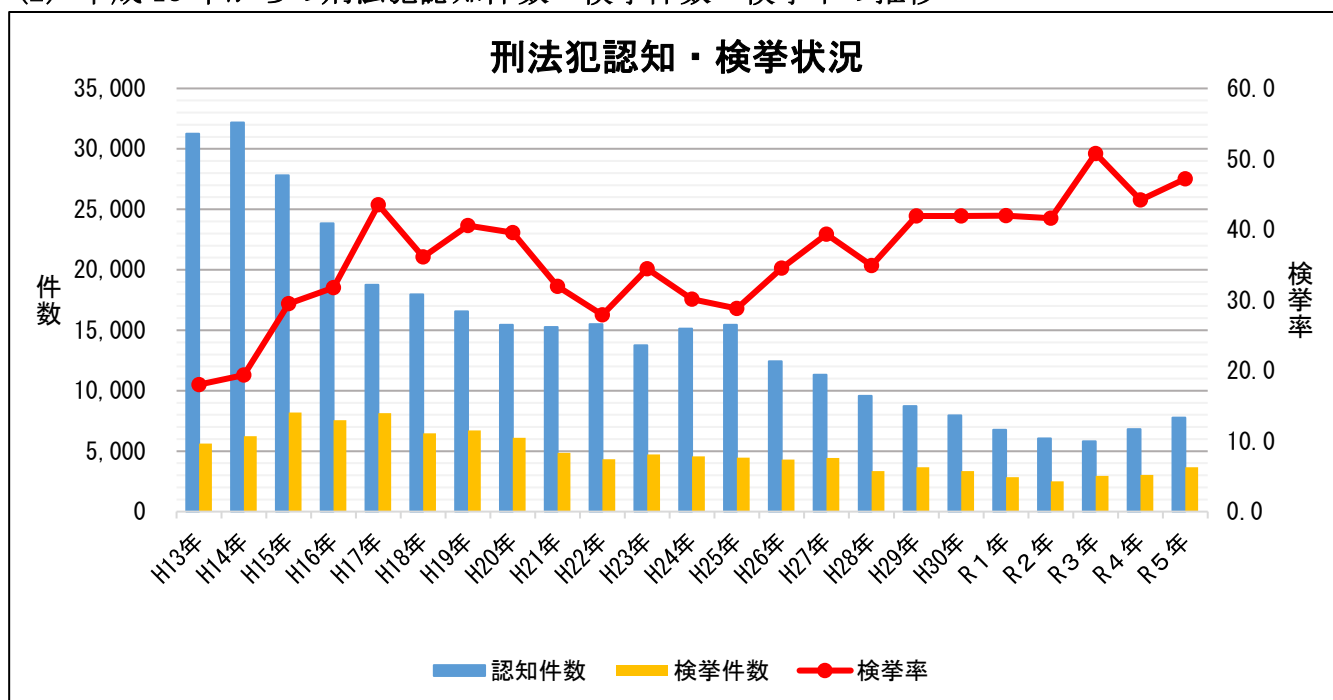


1 刑法犯認知・検挙状況

(1) 令和5年中の刑法犯認知・検挙状況（前年対比）

		R 4 年	R 5 年	増減数	増減率 (%)
滋賀県	認知件数	6,830	7,771	941	13.8%
	犯罪率	48.3	55.0	6.7 ポイント	
	検挙件数	3,021	3,665	644	21.3%
	検挙人員	2,146	2,447	301	14.0%
	検挙人員（少年）	249	357	108	43.4%
	検挙率 (%)	44.2	47.2	3.0 ポイント	

(2) 平成13年からの刑法犯認知件数・検挙件数・検挙率の推移



	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
刑法犯認知件数	31,258	32,183	27,801	23,841	18,750	17,969	16,553	15,455	15,258	15,501	13,762
検挙件数	5,629	6,228	8,191	7,565	8,153	6,484	6,715	6,111	4,873	4,326	4,737
検挙人員	2,669	3,133	3,231	3,152	2,988	2,639	2,517	2,585	2,971	2,705	2,584
検挙率	18.0	19.4	29.5	31.7	43.5	36.1	40.6	39.5	31.9	27.9	34.4

H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R 1 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
15,139	15,447	12,435	11,308	9,573	8,737	7,967	6,771	6,039	5,814	6,830	7,771
4,557	4,451	4,294	4,446	3,341	3,663	3,340	2,840	2,511	2,952	3,021	3,665
2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893	2,146	2,447
30.1	28.8	34.5	39.3	34.9	41.9	41.9	41.9	41.6	50.8	44.2	47.2

【傾向】

- ・令和5年の刑法犯認知件数は7,771件と、9年ぶりに増加に転じた令和4年の刑法犯認知件数をさらに上回った。
- ・検挙件数、検挙人員は直近5年間で最も多く、また検挙率も47.2%と前年より増加し、ここ数年でも高い水準にある。

## 2 罪種別の認知件数(過去5年)

(件)

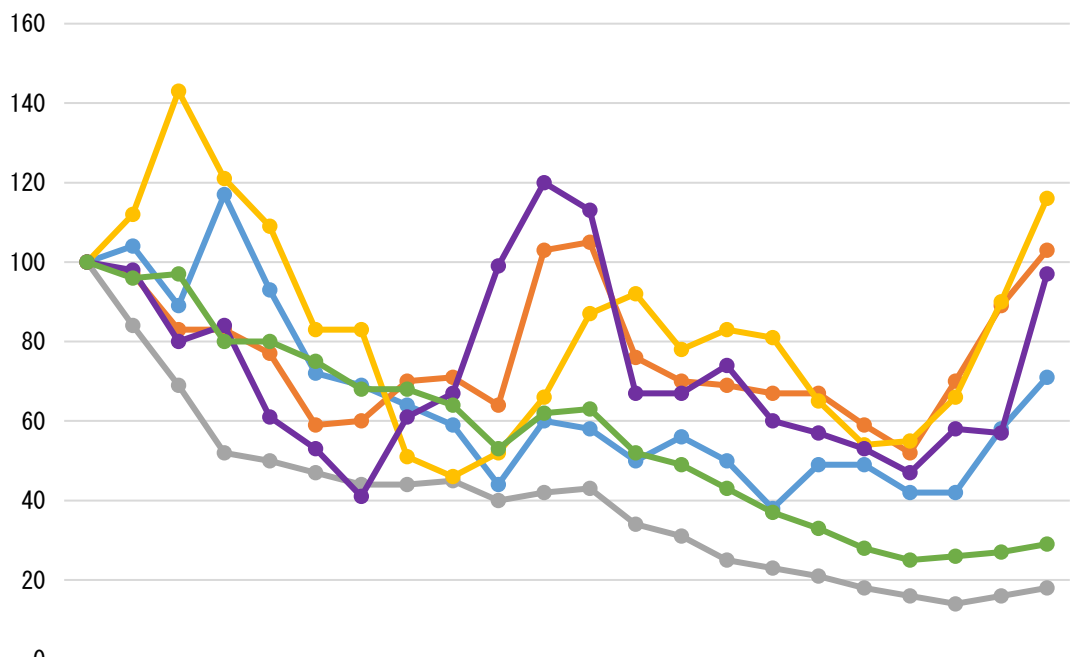
	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	前年比増減(注)
凶悪犯	44	38	38	52	64	12
粗暴犯	409	363	489	620	717	97
窃盗犯	4,748	4,172	3,696	4,369	4,868	499
知能犯	400	408	489	664	857	193
風俗犯	90	81	99	97	166	69
その他の刑法犯	1,080	977	1,003	1,028	1,099	71
合計	6,771	6,039	5,814	6,830	7,771	941

注：令和4年の数値と比較した令和5年の増減数

- ・凶悪犯(殺人、強盗、不同意性交等)
- ・粗暴犯(暴行、傷害・傷害致死等)
- ・窃盗犯(空き巣、自転車盗、万引き等)
- ・知能犯(詐欺、偽造等)
- ・風俗犯(不同意わいせつ、公然わいせつ等)
- ・その他の刑法犯(器物損壊等)

### (参考) 罪種別の推移

罪種別の推移(平成14年の認知件数を100として各年の認知件数を罪種別に表示したもの)



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
凶悪犯	100	104	89	117	93	72	69	64	59	44	60	58	50	56	50	38	49	49	42	42	58	71
粗暴犯	100	97	83	83	77	59	60	70	71	64	103	105	76	70	69	67	67	59	52	70	89	103
窃盗犯	100	84	69	52	50	47	44	44	45	40	42	43	34	31	25	23	21	18	16	14	16	18
知能犯	100	112	143	121	109	83	83	51	46	52	66	87	92	78	83	81	65	54	55	66	90	116
風俗犯	100	98	80	84	61	53	41	61	67	99	120	113	67	67	74	60	57	53	47	58	57	97
その他の刑法犯	100	96	97	80	80	75	68	68	64	53	62	63	52	49	43	37	33	28	25	26	27	29

● 凶悪犯 ● 粗暴犯 ● 窃盗犯 ● 知能犯 ● 風俗犯 ● その他の刑法犯

### 【傾向】

- ・令和5年は、全ての罪種で前年よりも増加。
- ・風俗犯、知能犯、凶悪犯の順で増加率が高い。
- ・知能犯と粗暴犯は、刑法犯認知のピーク時の平成14年よりも件数が増加。

### 3 刑法犯認知件数の増加件数に占める割合の大きい罪種（手口別）

	R4		R5		前年からの 増加件数	増加件数 (941件) に占める割合
	件数	総数に占める 割合	件数	総数に占める 割合		
<b>総数</b>	<b>6,830</b>	<b>100.0%</b>	<b>7,771</b>	<b>100.0%</b>	<b>941</b>	<b>100.0%</b>
詐欺	595	8.7%	800	10.3%	205	21.8%
自転車盗	1,211	17.7%	1,385	17.8%	174	18.5%
万引き	1,032	15.1%	1,139	14.7%	107	11.4%
暴行	316	4.6%	407	5.2%	91	9.7%
払出盗	30	0.4%	100	1.3%	70	7.4%
占有離脱物横領	129	1.9%	160	2.1%	31	3.3%
不同意わいせつ	66	1.0%	96	1.2%	30	3.2%
器物損壊等	627	9.2%	656	8.4%	29	3.1%
出店荒し	46	0.7%	73	0.9%	27	2.9%
車上ねらい	289	4.2%	314	4.0%	25	2.7%
不同意性交等	24	0.4%	42	0.5%	18	1.9%
オートバイ盗	85	1.2%	102	1.3%	17	1.8%
その他の刑法犯	2,380	34.8%	2,497	32.1%	117	12.4%

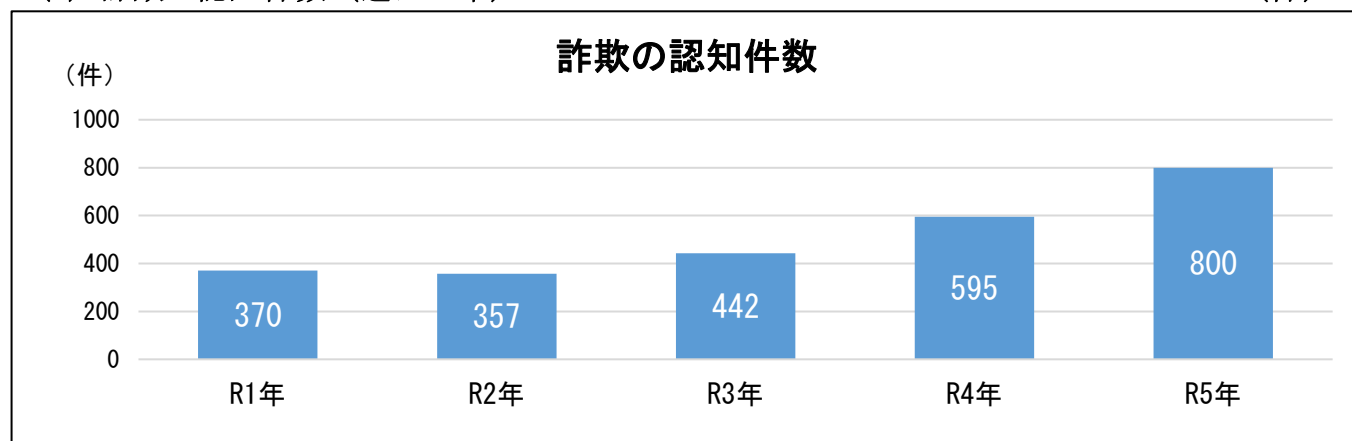
#### 【傾向】

- ・ 刑法犯認知件数の増加要因を手口別に更に詳細にみると、詐欺が増加件数の21.8%、自転車盗が18.5%、万引きが11.4%、暴行が9.7%を占める。これらの手口による犯罪が増加の主な要因。

#### 4 詐欺の認知状況等

##### (1) 詐欺の認知件数 (過去5年)

(件)



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
認知件数	370	357	442	595	800

##### (2) 令和5年に増加した手口 (前年対比)

(件)

		R4年	R5年	増減
<b>詐欺全体の認知件数</b>		<b>595</b>	<b>800</b>	<b>205</b>
主要な手口	売り付け詐欺	174	208	34
	特殊詐欺	118	257	99
	いわゆる「サポート詐欺」	40	(67)	
	いわゆる「ロマンス詐欺」	57	81	24
上記以外の詐欺		206	254	48

(参考) いわゆる「サポート詐欺」、いわゆる「ロマンス詐欺」の被害額

	R4年	R5年	増減
いわゆる「サポート詐欺」	約 1,218 万円	約 2,381 万円	約 1,163 万円
いわゆる「ロマンス詐欺」	約 35,787 万円	約 87,084 万円	約 51,297 万円

※「売り付け詐欺」とは、主にインターネット詐欺、オークション詐欺。

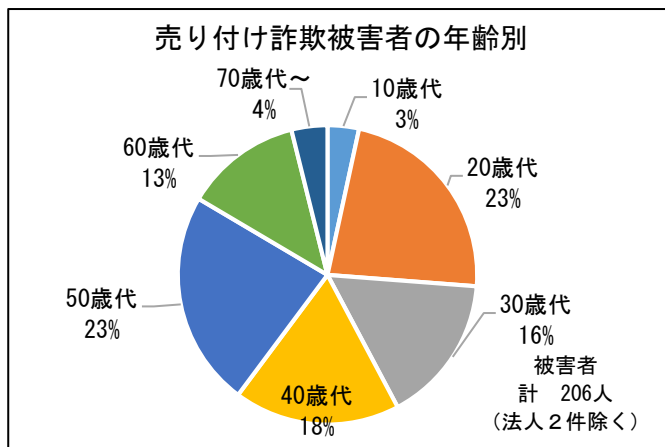
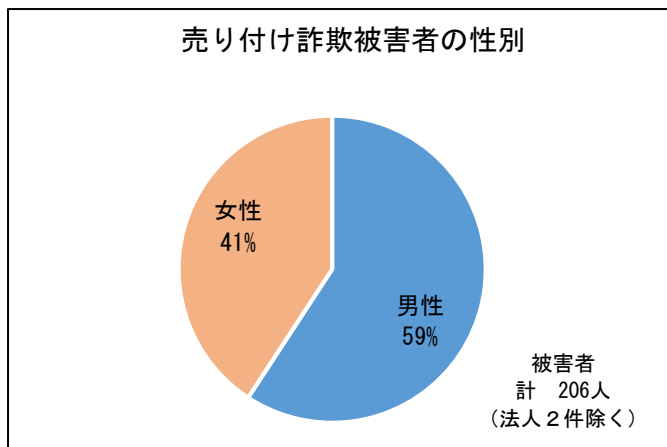
※「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る行為（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称。なお、キャッシュカード詐欺盗は窃盗犯であるため、詐欺の件数から除いている。

※いわゆる「サポート詐欺」とは、パソコンに「コンピューターウイルスが見つかりました」等の警告を表示させるなどして、サポート料金と称して電子マネー等をだまし取る手口。R5年から特殊詐欺（架空料金請求詐欺）として計上している。R5年は内数。

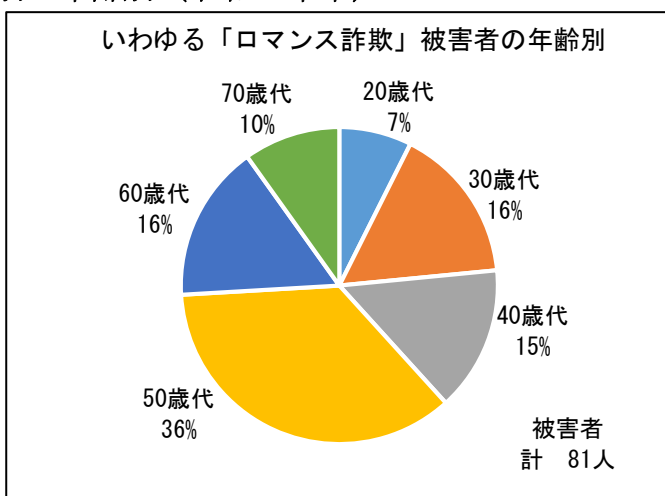
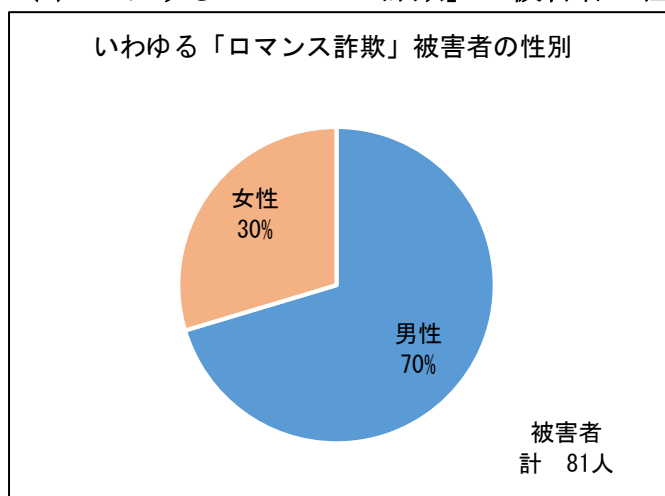
※いわゆる「ロマンス詐欺」とは、インターネット上の交流サイトなどで知り合った相手を言葉巧みにだまして、恋人などになったかのように振る舞い、金銭を送金させたり、被害者と親しくなり信用させて投資目的で金銭を送金させる詐欺。

※「上記以外の詐欺」とは、無銭飲食、口座開設詐欺、保険金詐欺等、上記の類型に該当しない詐欺。

### (3) 売り付け詐欺の被害者の性別・年齢別（令和5年中）



### (4) いわゆる「ロマンス詐欺」の被害者の性別・年齢別（令和5年中）



#### 【傾向】

- ・詐欺は令和3年、令和4年とも前年より増加し、令和5年においても前年より増加。特に、特殊詐欺のほか「売り付け詐欺」やいわゆる「ロマンス詐欺」など、インターネットやSNS等のサイバー空間における接点を契機とする被害が増加の要因と見られる。
- ・「売り付け詐欺」の被害は各年代にわたっており、男性の被害が約6割を占める。
- ・いわゆる「ロマンス詐欺」の被害についても各年代にわたっており、特に50歳代の被害者が多くみられる。また、男性の被害が約7割を占める。
- ・いわゆる「ロマンス詐欺」は、長期にわたって犯人と被害者の関係性が構築されること、暗号資産などの投資名目による手口で長期間金銭を送金し続けることなどから、被害額も高額となる傾向。

## 5 特殊詐欺の認知状況等

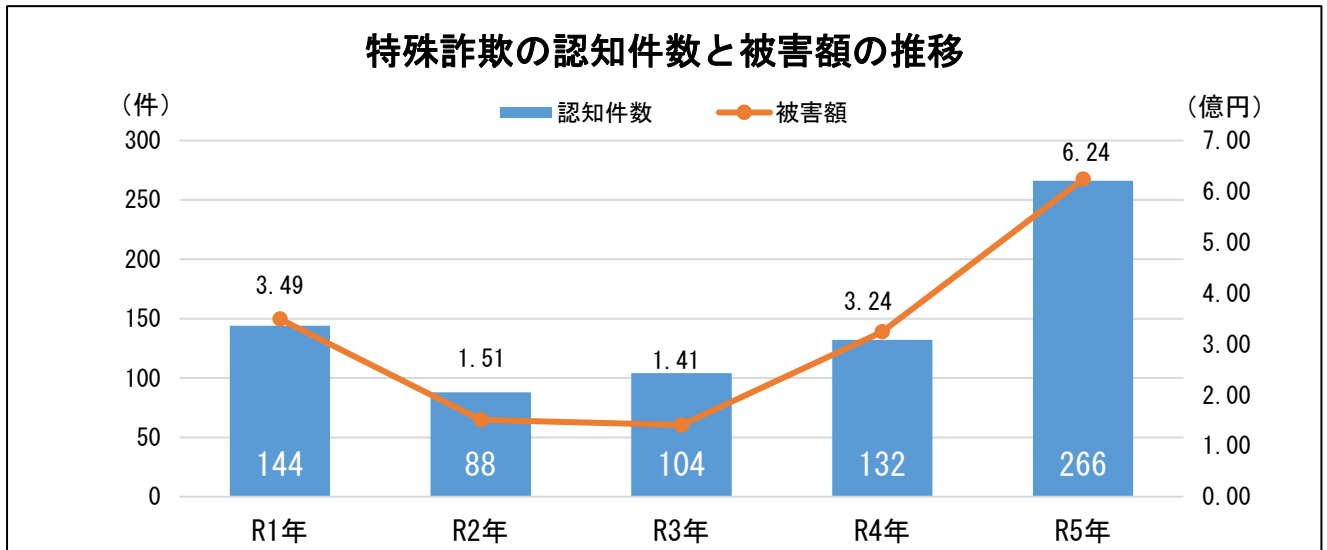
### (1) 令和5年中の認知状況（前年対比）

	R4年	R5年	増減	高齢者被害の割合
被害件数	132 件	266 件	134 件	60.5%
うち高齢者	98 件	161 件	63 件	
被害金額	約 32,417 万円	約 62,428 万円	約 30,011 万円	65.5%
うち高齢者	約 18,857 万円	約 40,919 万円	約 22,062 万円	

※高齢者とは、65歳以上の方をいう。

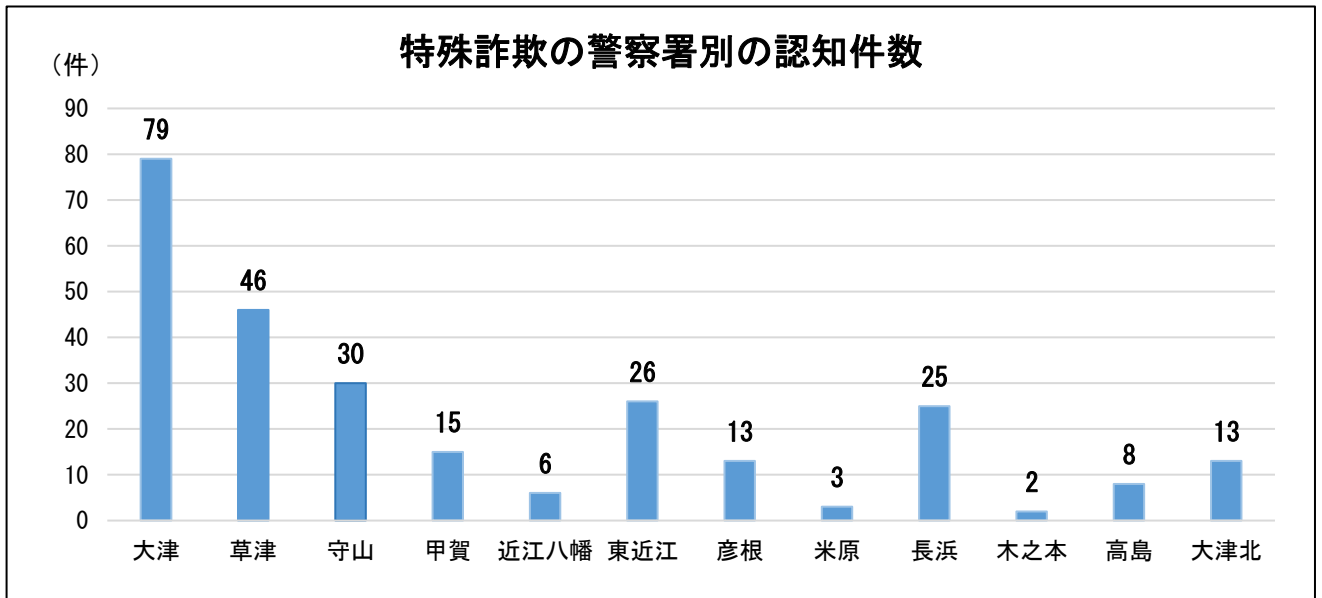
※キャッシュカード詐欺盗も件数に含む。

### (2) 特殊詐欺被害の推移（過去5年）

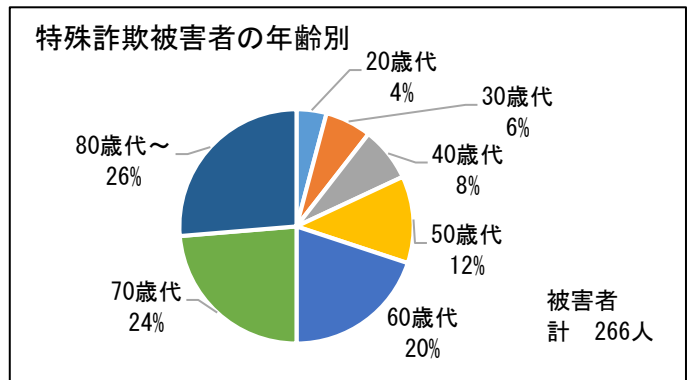
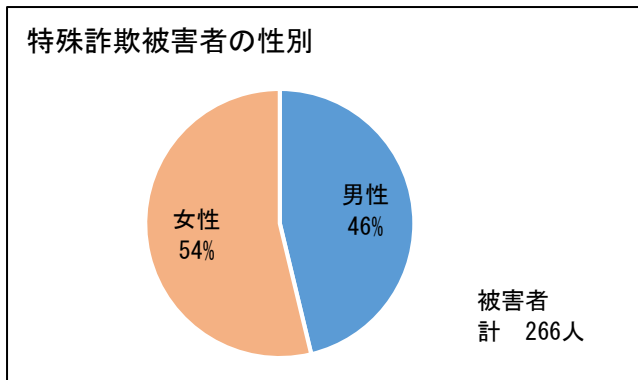


	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
認知件数	144	88	104	132	266
被害額 (億円)	3.49	1.51	1.41	3.24	6.24

### (3) 警察署別の特殊詐欺認知件数（令和5年中）

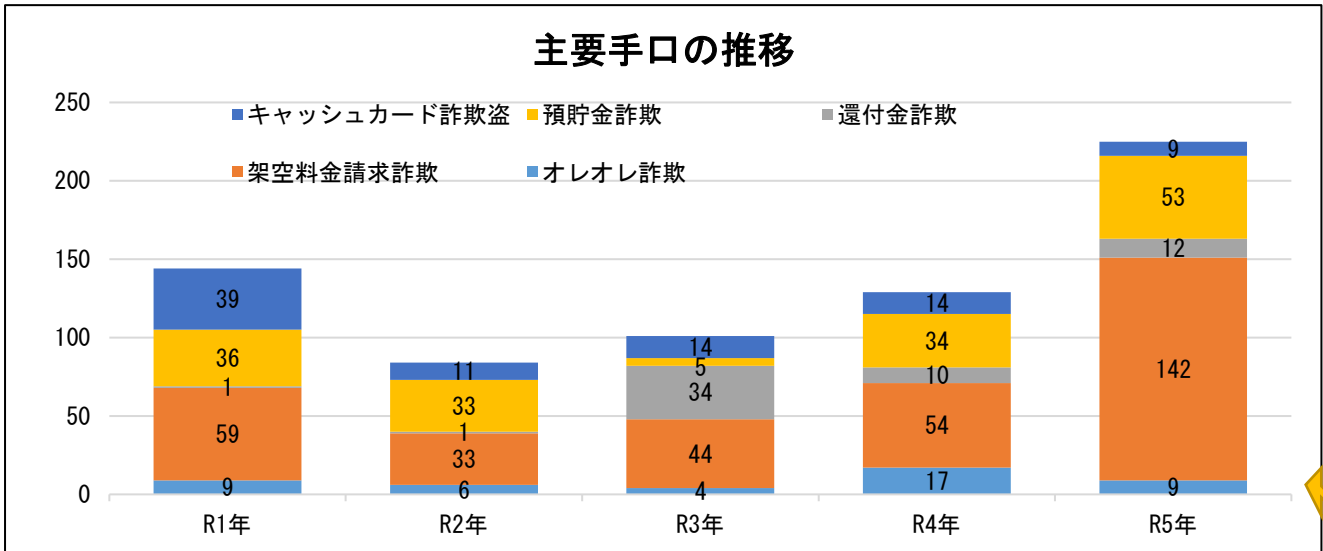


(4) 特殊詐欺の被害者の性別・年齢別（令和5年中）



(5) 手口別の認知件数の推移（過去5年）

(件)



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
オレオレ詐欺	9	6	4	17	9
架空料金請求詐欺	59	33	44	54	142
還付金詐欺	1	1	34	10	12
預貯金詐欺	36	33	5	34	53
キャッシュカード詐欺盗	39	11	14	14	9
融資保証金詐欺	0	1	1	1	3
金融商品詐欺	0	2	1	1	31
交際あっせん詐欺	0	0	0	0	0
ギャンブル詐欺	0	1	0	0	1
その他	0	0	1	1	6

※**オレオレ詐欺**とは、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取るもの。

**架空料金請求詐欺**とは、「未払いの料金がある」など架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取るもの。

**還付金詐欺**とは、市役所職員等を装い、「介護保険料の還付金がある」などと言い、被害者をATMへ誘導し、ATMの操作を指示して犯人の口座へ現金を振り込ませてだまし取るもの。

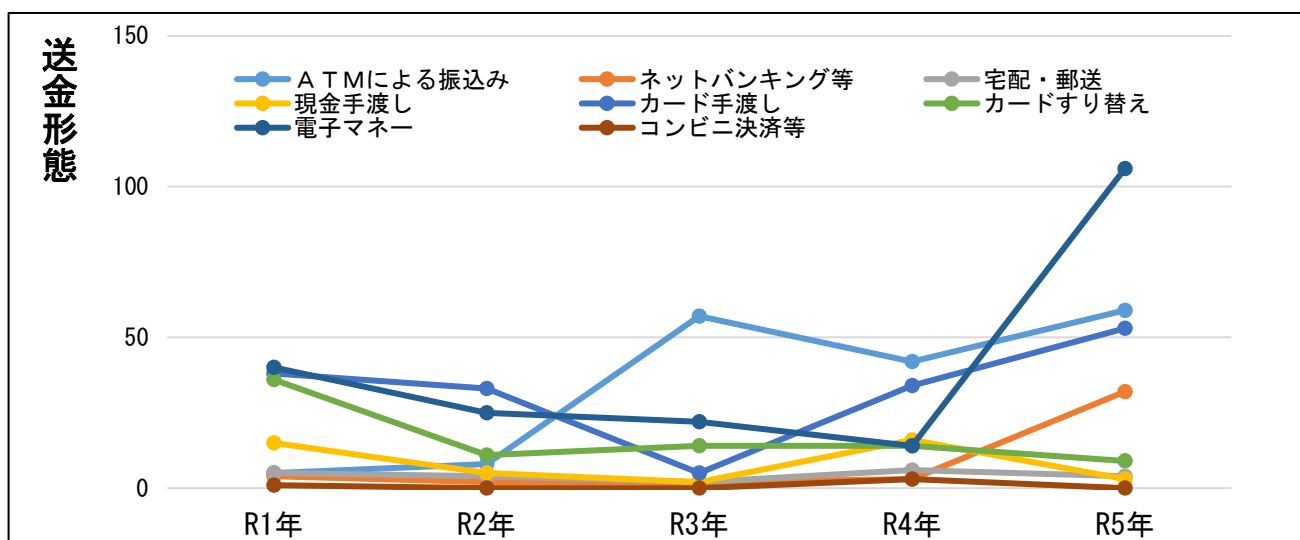
**預貯金詐欺**とは、警察官、銀行職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードを交換する必要がある」などとの名目で、キャッシュカードや預貯金通帳等をだまし取るもの。

**キャッシュカード詐欺盗**とは、警察官、銀行職員等を装い、「キャッシュカードが不正に利用されている」などとの名目で、カード等を準備させ、被害者の隙を窺い、カード等を窃取するもの。

**金融商品詐欺**とは、架空の投資話や株式等に関する偽の情報を提供し、購入すれば利益を得られるものと嘘をつき、その購入名目などで金銭をだまし取るもの。

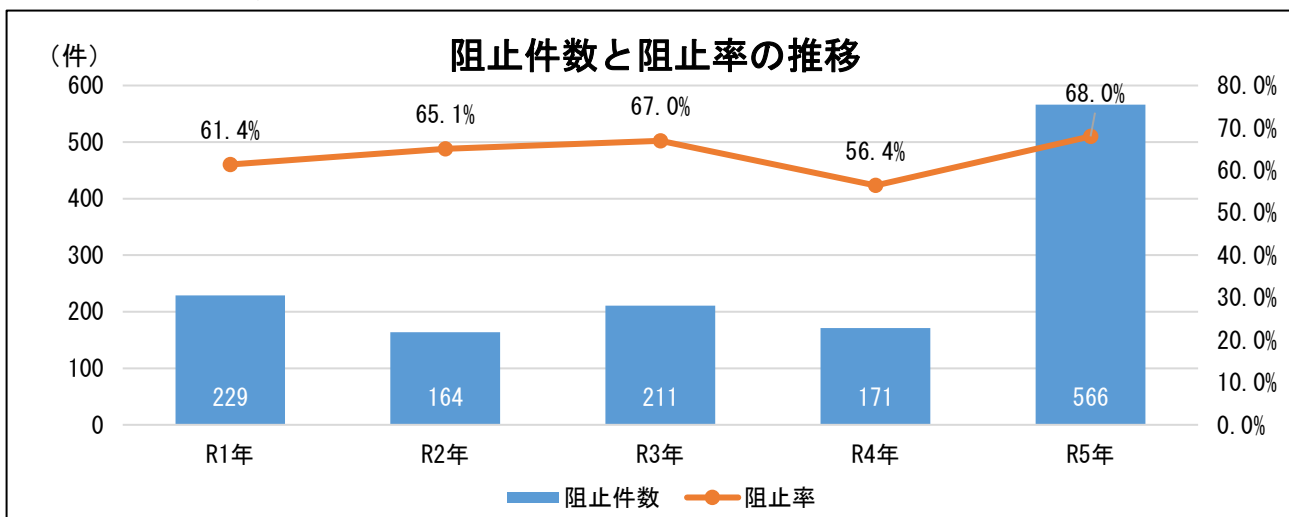
(6) 被害者の犯人への送金等の形態（過去5年）

(件)



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
ATMによる振込み	5	8	57	42	59
ネットバンキング等	4	2	2	3	32
宅配・郵送	5	4	2	6	4
現金手渡し	15	5	2	16	3
カード手渡し	38	33	5	34	53
カードすり替え	36	11	14	14	9
電子マネー	40	25	22	14	106
コンビニ決済等	1	0	0	3	0
総数	144	88	104	132	266

(7) 被害阻止の状況（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
阻止件数	229	164	211	171	566
阻止率	61.4%	65.1%	67.0%	56.4%	68.0%
阻止金額(千円)	68,088	41,252	23,634	39,729	177,147

※「阻止件数」とは、特殊詐欺にだまされた被害者が、現金等を送付するまでに第三者によって被害を食い止められた件数。「阻止率」とは、認知件数と阻止件数の合計（阻止されなければ被害に遭っていたと想定される件数）に対する阻止件数の割合。「阻止金額」とは、阻止によって被害が防がれた想定金額の合計。



## 【傾向】

- ・特殊詐欺は、令和5年、認知件数・被害額が前年から大幅に増加し、過去最悪。
- ・「預貯金詐欺」や「還付金詐欺」など自宅の固定電話に犯人から連絡が入る手口については、高齢者（特に女性）による被害が多い。常時留守番電話への設定や防犯機能付き電話の設置、ナンバーディスプレイ機能の活用など、固定電話対策が被害防止に有効。
- ・令和5年中は、「架空料金請求詐欺」が激増し、いわゆる「サポート詐欺」の増加や、未納料金を名目とした手口の複雑化・巧妙化などから、幅広い年代での被害が発生した。また、LINEのグループに招待し、投資名目で金銭をだまし取る「金融商品詐欺」が急増しており、犯行手口及び対策を周知させるための具体的な広報・啓発に取り組むことが重要。
- ・送金形態としては、電子マネーカードを買わせる手口が増加したほか、被害者をATMに誘導して通話しながら振込操作をさせる手口も依然として多く、電子マネー購入企図者や、ATMで携帯電話を使用している方に対する積極的な声かけが被害の水際阻止に有効。また、インターネット環境が整備され、ネットバンキングによる振込が増加していることから、振込先をよく確認することが重要。
- ・被害者の多くは、家族や知人、金融機関、警察などへの相談等を通じて騙されていることに気づいており、急に心当たりのない「お金の話」があったら、1人で対応しようとせず、まずは、誰か信頼のできる人や関係機関に相談することが重要。
- ・阻止率は過去5年で最も高く、警察と金融機関、コンビニエンスストア等との協力体制の強化や継続的に啓発活動を推進してきたことなどもあり阻止件数が増加したものと考えられる。

6 不同意性交等・不同意わいせつ等

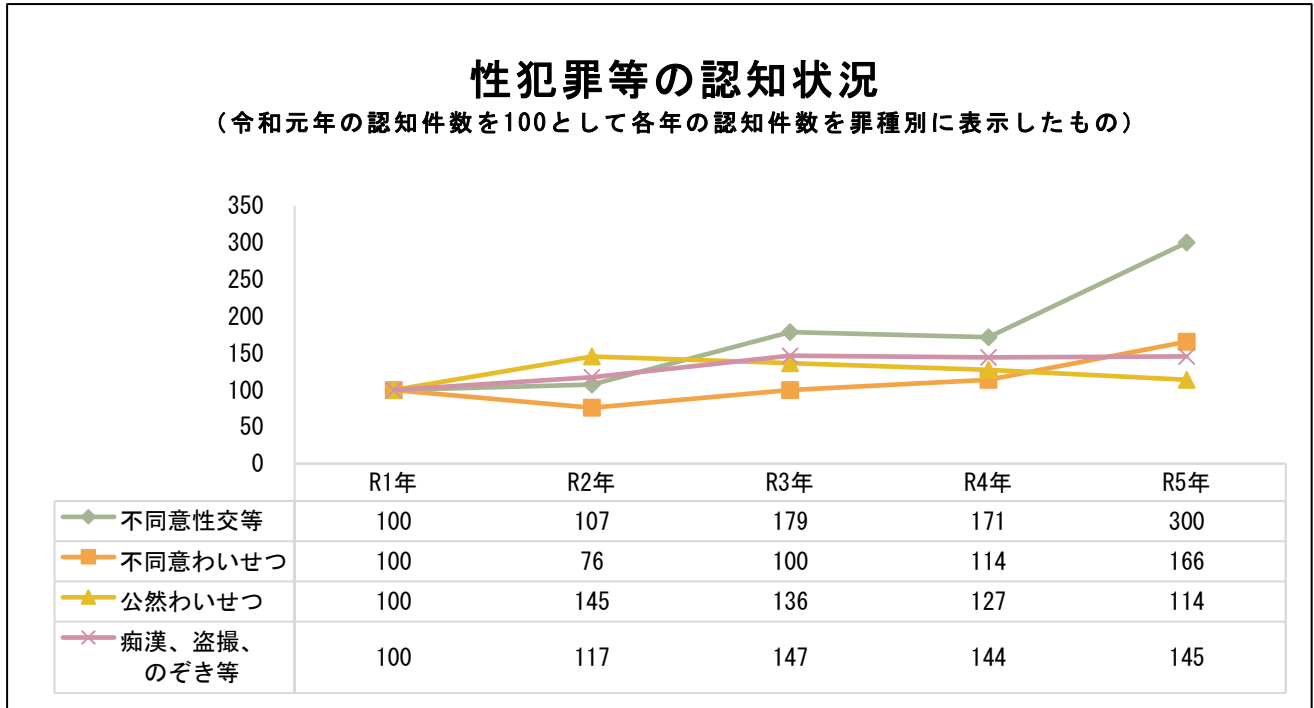
(1) 不同意性交等・不同意わいせつ等の認知件数（過去5年）

(件)

		R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
刑法	不同意性交等	14	15	25	24	42
	不同意わいせつ	58	44	58	66	96
	公然わいせつ	22	32	30	28	25
痴漢、盗撮、のぞき等※		86	101	126	124	125

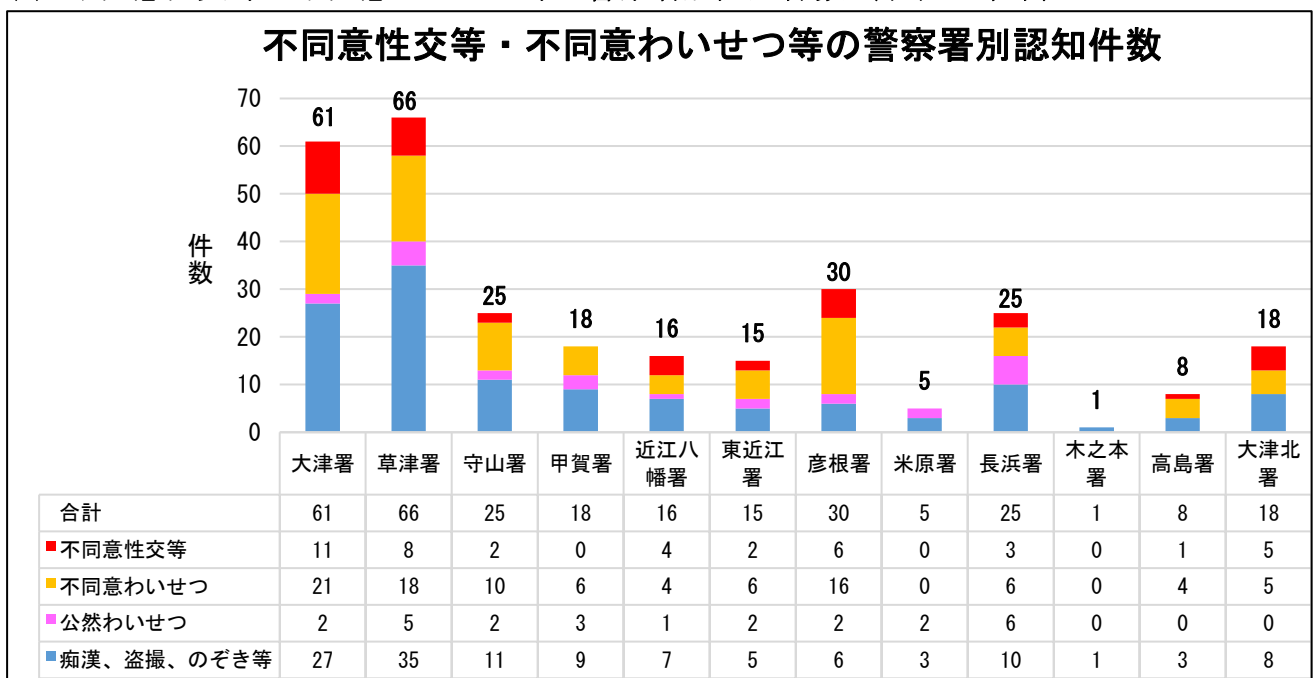
子ども・女性への声かけ事案	789	603	702	657	562
---------------	-----	-----	-----	-----	-----

(参考) 認知件数の推移（過去5年）

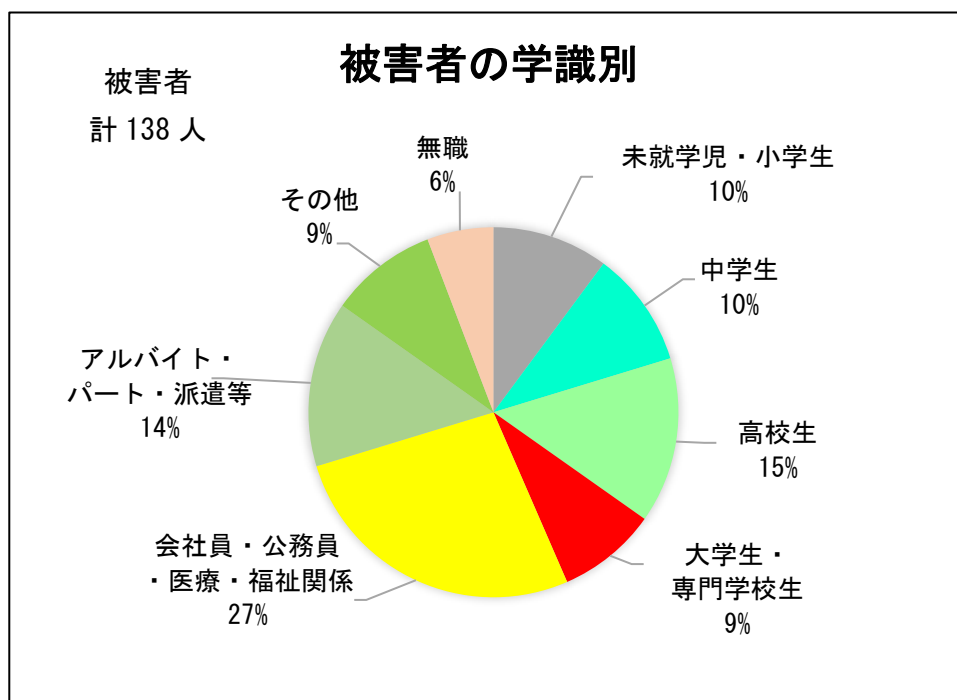


※痴漢は滋賀県迷惑行為等防止条例違反、盗撮は性的姿態撮影等罪・滋賀県迷惑行為等防止条例違反、のぞき等は軽犯罪法違反の件数を計上したもの。

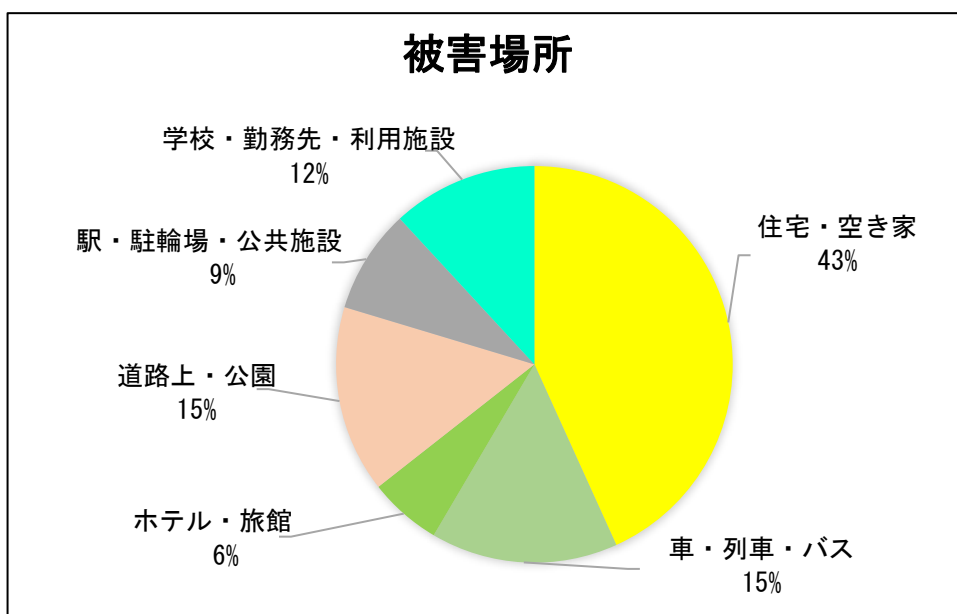
(2) 不同意性交等・不同意わいせつ等の警察署別認知件数（令和5年中）



(3) 不同意性交等・不同意わいせつの被害者の学職別（令和5年中）



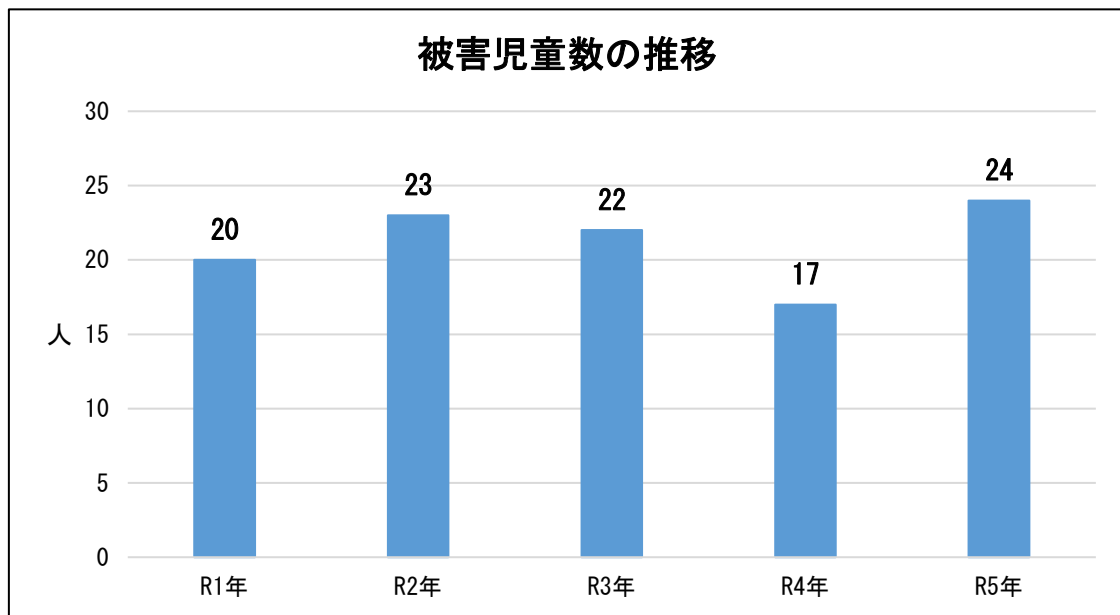
(4) 不同意性交等・不同意わいせつの被害の発生場所（令和5年中）



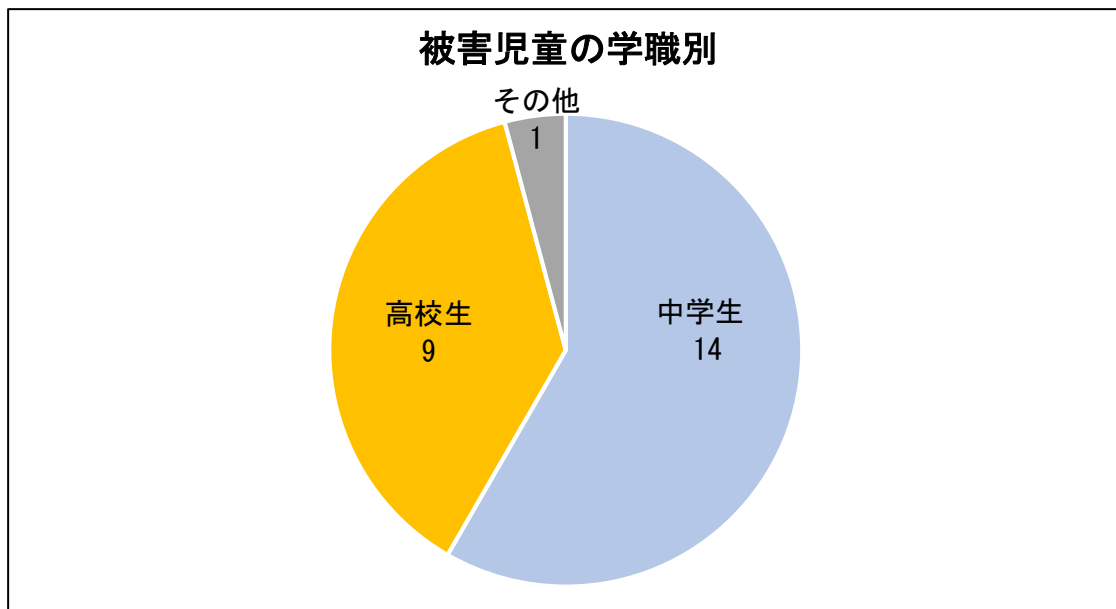
**【傾向】**

- ・令和5年7月に、刑法の一部改正により、強制性交等、強制わいせつの定義や要件等が改められ、罪名も不同意性交等、不同意わいせつにそれぞれ変更となったもので、それらのことも要因となって、認知件数が増加したものと考えられる。
- ・不同意性交等、不同意わいせつの被害は、高校生以下で約3分の1を占める。
- ・痴漢、盗撮、のぞき等の性犯罪の認知は、前年から横ばいの状況。引き続き多数の被害が発生。

(参考) SNSに起因する事犯の被害児童数の推移 (過去5年)



上記被害児童の学職別 (令和5年中) (人)



#### 【傾向】

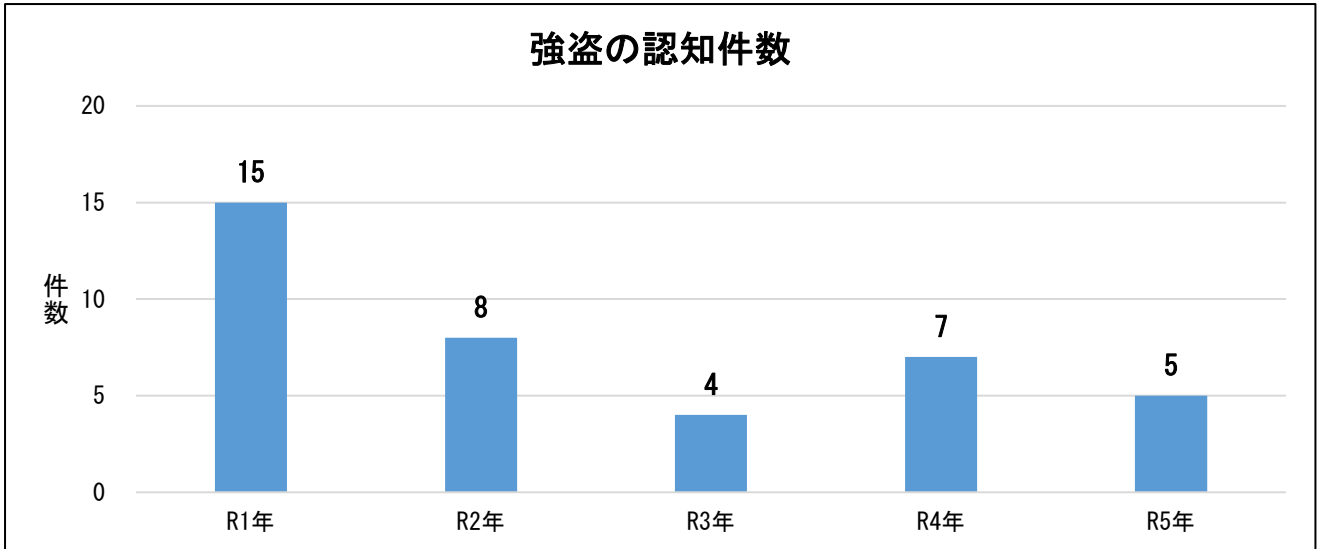
- ・令和5年中、SNSに起因する事犯(注1)の被害児童(18歳未満)は前年よりも増加し、過去5年間で最多となり、また、学職別で見ると中学生の被害が過半数を占める。
- ・SNSの利用上の注意を含めた児童・学生への安全教育・指導やフィルタリング(注2)の利用促進が被害防止の面でも重要。

(注1) SNSに起因する事犯とは、滋賀県青少年の健全育成に関する条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反、児童福祉法違反、誘拐、不同意性交等罪等の重要犯罪、逮捕監禁事件の被害をいう。

(注2) フィルタリングとは、ウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスのことをいう。

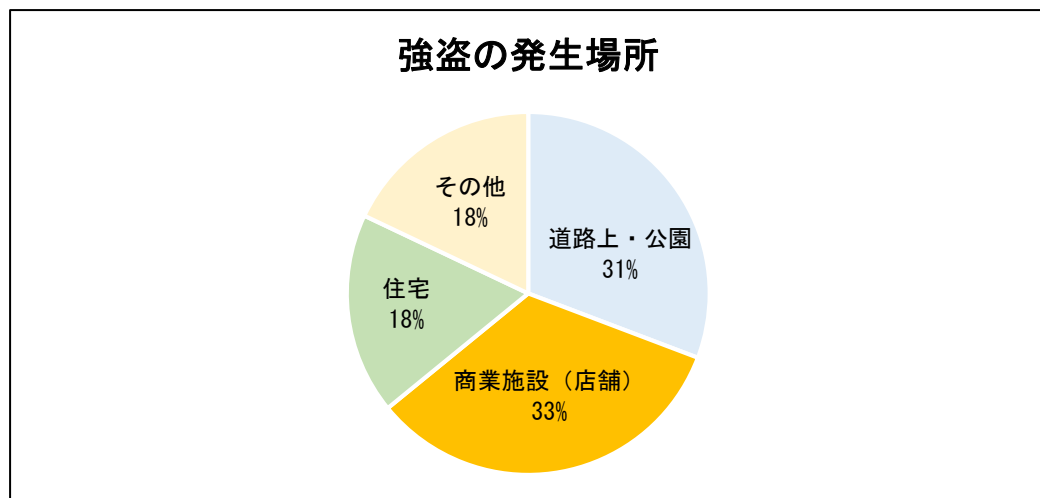
## 7 強盗の認知件数等

### (1) 強盗の認知件数（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
強盗	15	8	4	7	5

### (2) 強盗の発生場所（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
道路上・公園	2	2	3	3	2
商業施設（店舗）	5	3	1	3	1
住宅	5	1		1	
その他	3	2			2
合計	15	8	4	7	5

※「道路上」には、タクシーに対する強盗を含む。

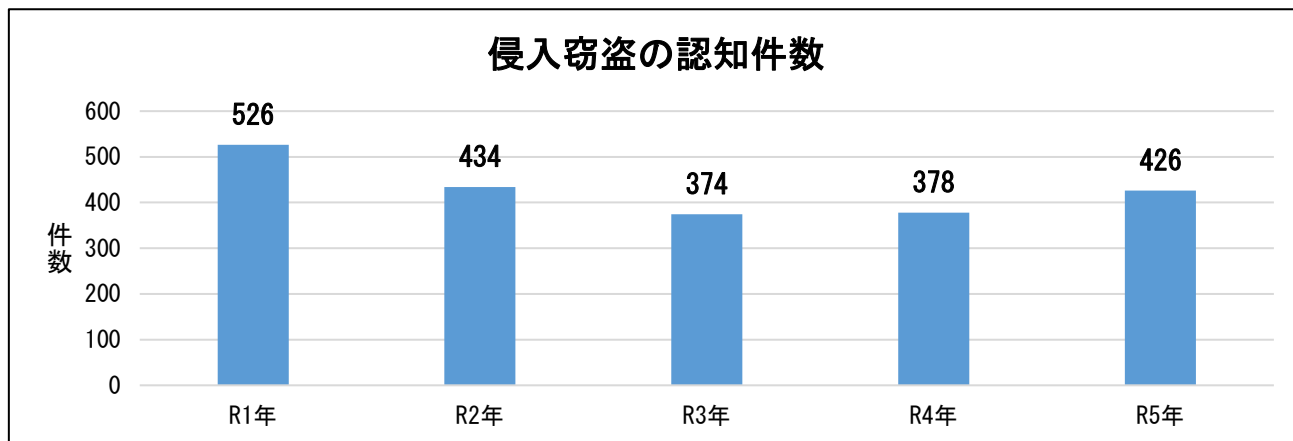
※「その他」とは、会社・事務所、工事現場等。

#### 【傾向】

- ・強盗被害は、ここ数年、毎年平均で9件程度発生しているところ、令和5年は5件と前年よりも減少。
- ・令和5年中、滋賀県内では住宅や金融機関に対する強盗の発生はなかったが、近年全国的に、いわゆる「闇バイト」による強盗事件が発生していることから、県民や事業者などに対して継続した防犯指導や注意喚起が必要。

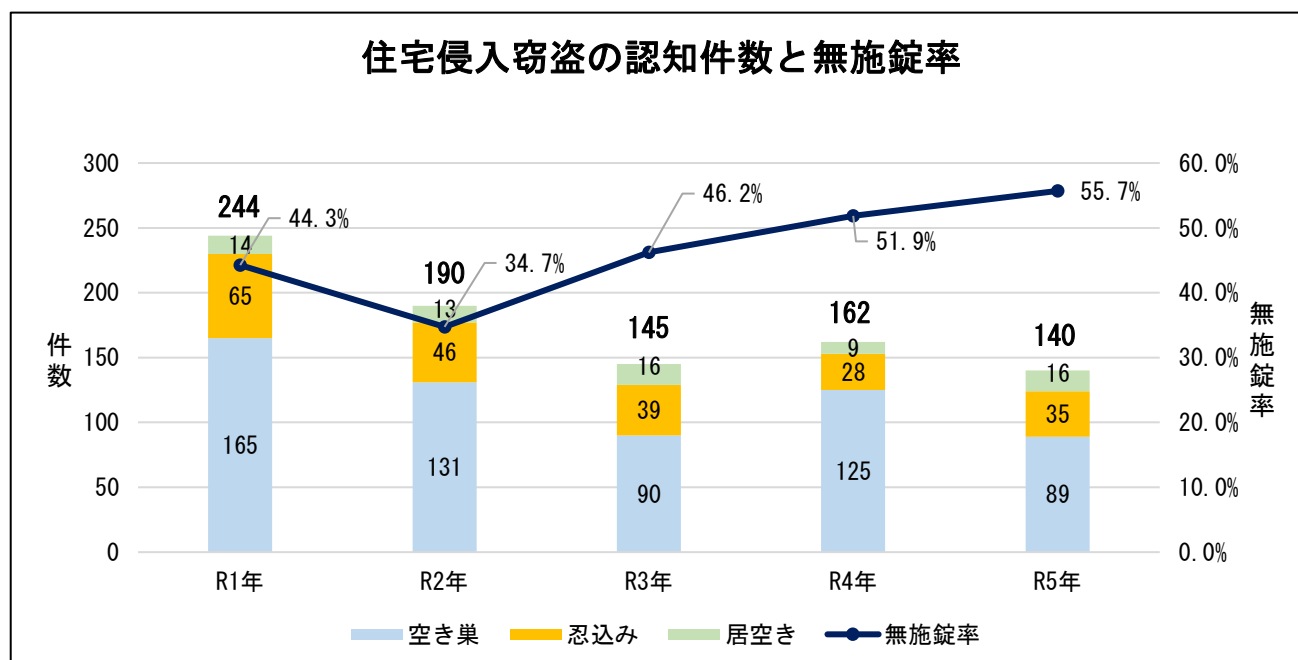
## 8 主な窃盗犯の認知件数等

### (1) 侵入窃盗の認知件数（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
侵入窃盗	526	434	374	378	426

### (2) 住宅侵入窃盗の認知件数等（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
住宅侵入窃盗	244	190	145	162	140
空き巣	165	131	90	125	89
忍込み	65	46	39	28	35
居空き	14	13	16	9	16
無施錠	108	66	67	84	78
無施錠率	44.3%	34.7%	46.2%	51.9%	55.7%

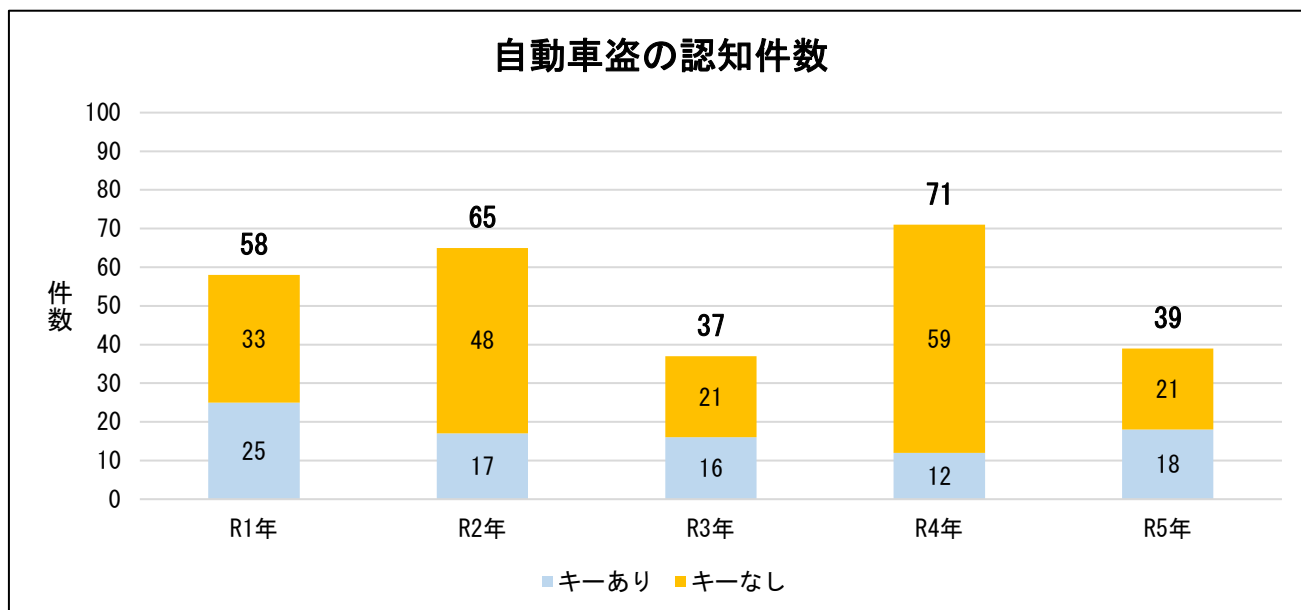
※「無施錠率」とは、住宅侵入窃盗被害のうち、鍵をかけていなかった割合のことをいう。

#### 【傾向】

- ・ 空き巣が大幅に減少したことにより住宅侵入窃盗の認知件数は前年よりも減少したが、出店荒しなどが増加したことで、侵入窃盗全体の認知件数は前年よりも増加。
- ・ 住宅侵入窃盗のおよそ56%が無施錠による被害であり、無施錠率は過去5年で最も悪く、また、半数近くが窓から侵入されての被害であることから、被害防止のために、施錠の徹底とともに防犯フィルム・補助錠・防犯アラームなどの防犯グッズの活用促進が必要。

### (3) 自動車盗

自動車盗の認知件数等（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
自動車盗	58	65	37	71	39
キーあり	25	17	16	12	18
キーなし	33	48	21	59	21

※「キーあり」とは、無施錠で自動車のキーが車両に置かれた状態をいう。

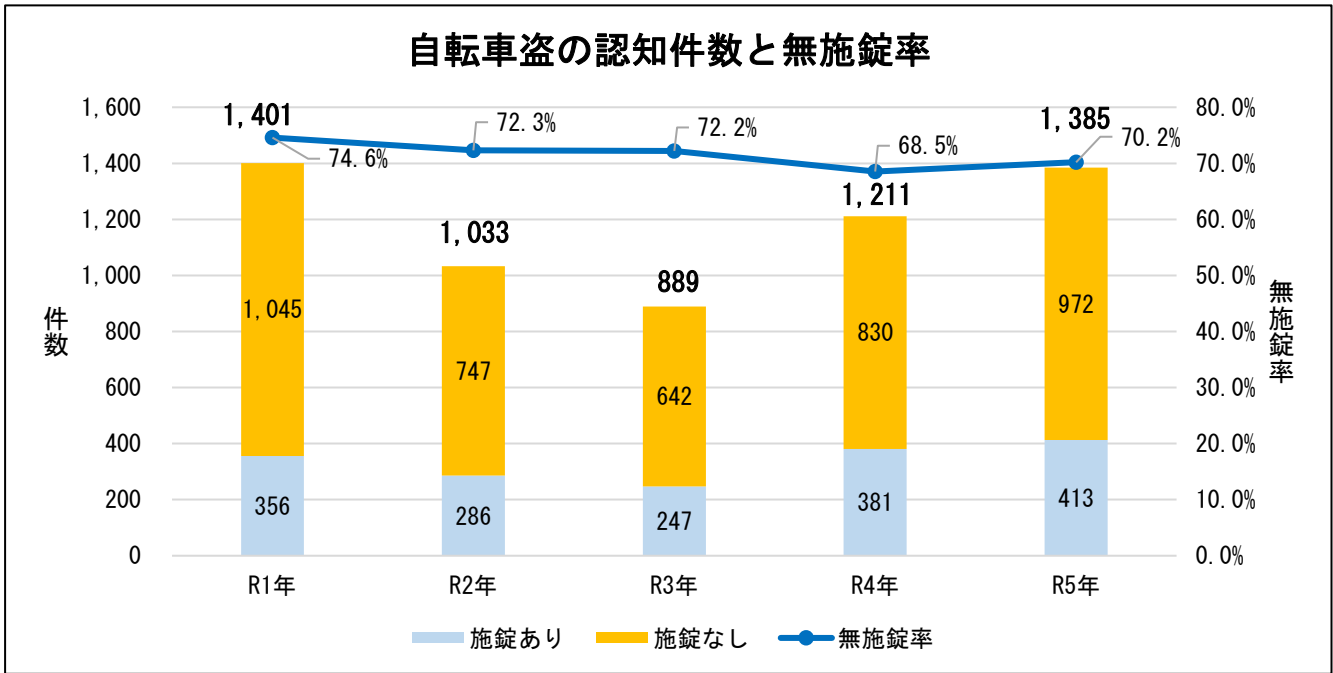
「キーなし」とは、施錠された状態をいう。

#### 【傾向】

- ・自動車盗は、令和4年に高級SUV車や高級セダン車を中心に認知件数が増加したが、令和5年は大幅に減少。
- ・令和5年は、被害の半数以上が車内にキーありの状態であったことから、車から離れる時は、「必ず施錠する」「キーを車内に置いたままにしない」ことについての徹底が必要。

#### (4) 自転車盗

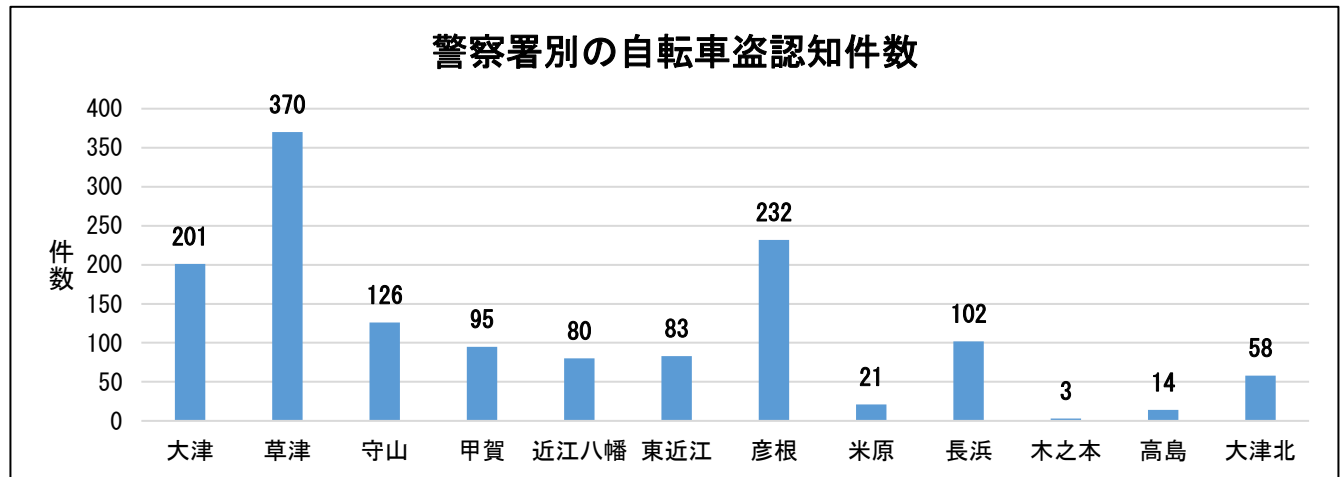
自転車盗の認知件数等（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
自転車盗	1,401	1,033	889	1,211	1,385
施錠あり	356	286	247	381	413
施錠なし	1,045	747	642	830	972
無施錠率	74.6%	72.3%	72.2%	68.5%	70.2%

※「無施錠率」とは、自転車盗被害のうち、鍵をかけていなかった割合のことをいう。

(参考) 警察署別の自転車盗認知件数（令和5年中）



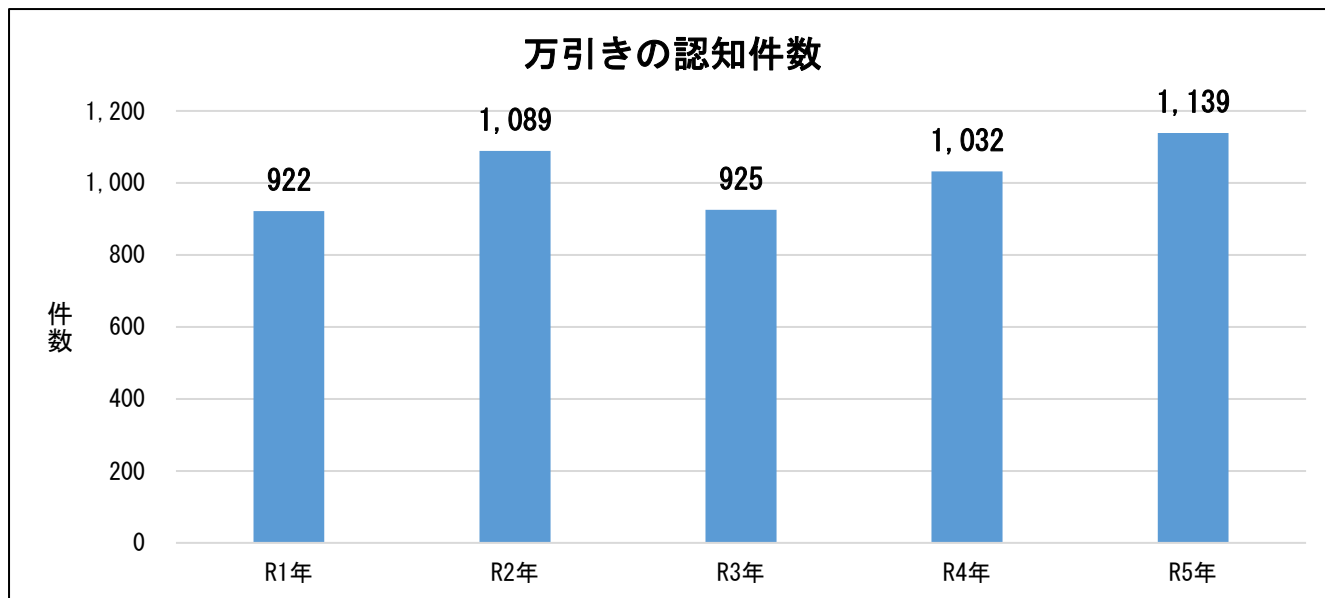
#### 【傾向】

- ・ 自転車盗の認知件数は近年減少していたが、令和4年に増加に転じると、令和5年は前年に比べさらに増加。
- ・ 被害の特徴として、被害者の約7割が20歳代以下の若者世代であること、被害全体の7割が無施錠による被害、被害場所の4割近くがアパートやマンションの駐輪場であった。
- ・ 警察のみならず、各事業者、機関や団体等が持ち場持ち場で、若者世代を中心とした自転車利用者に対して「無施錠であることで盗難リスクが高まること」「自転車への施錠の習慣化」などについて注意を促すことが重要。



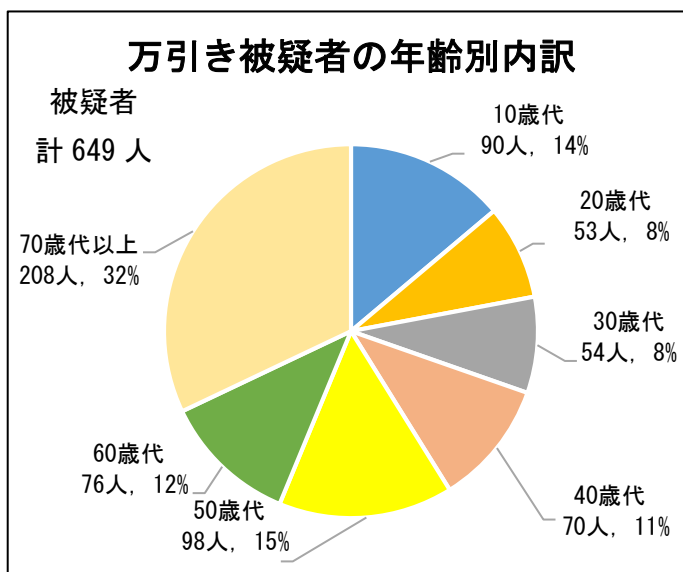
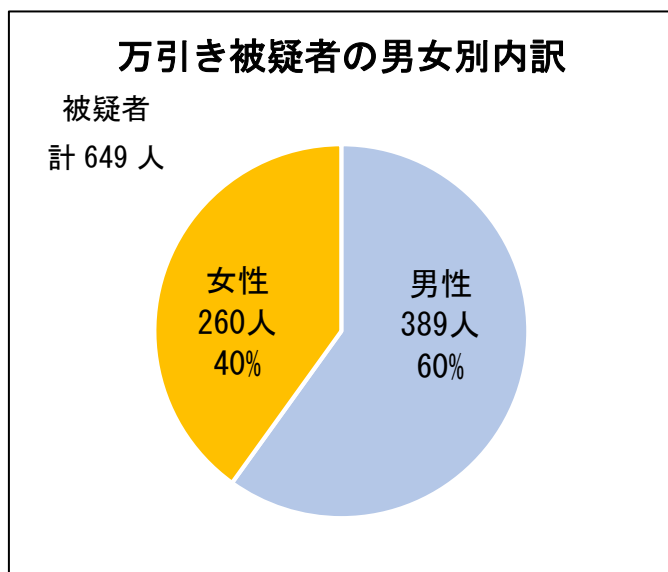
(5) 万引き

万引きの認知件数（過去5年）



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
万引き	922	1,089	925	1,032	1,139

(参考) 万引きで検挙した被疑者の性別・年齢別（令和5年中）



**【傾向】**

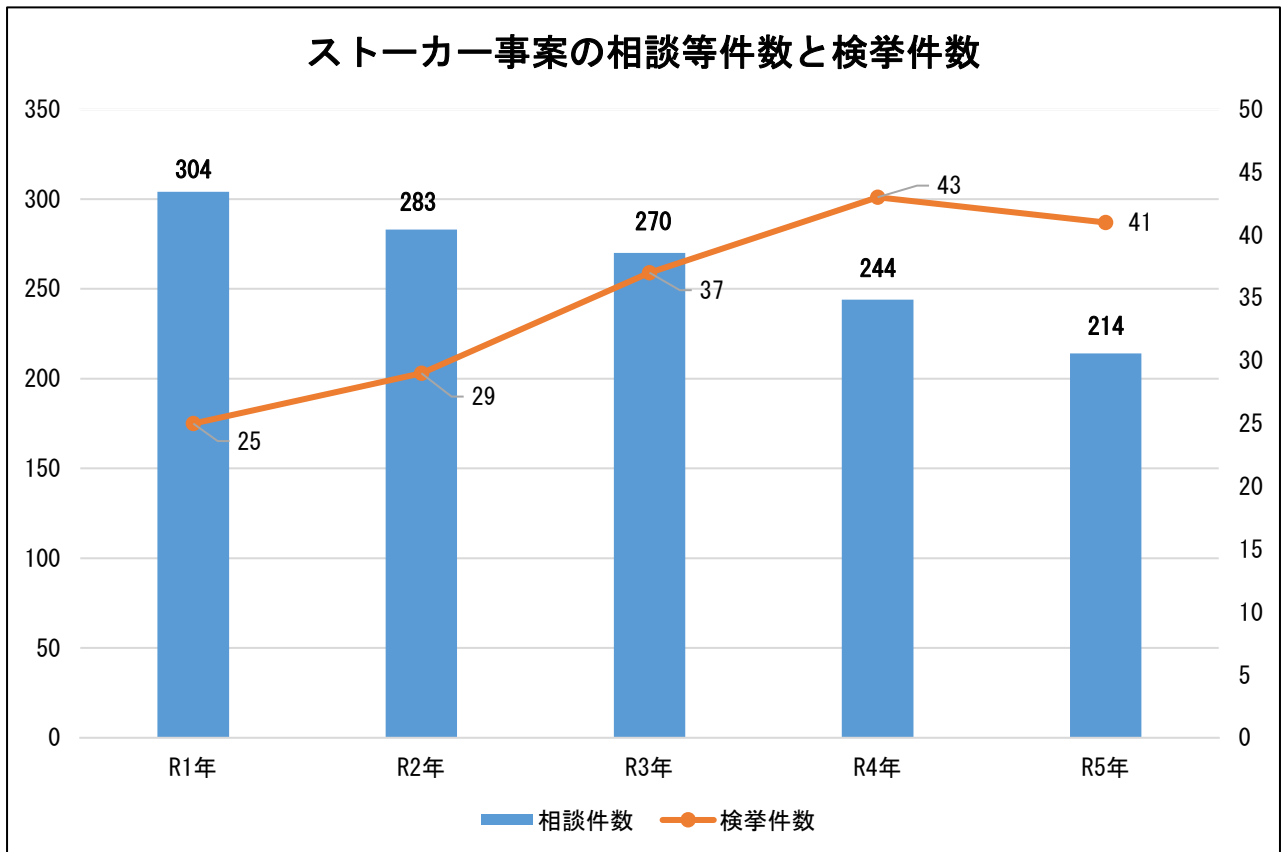
- ・万引きは、過去5年で最も多く認知しており、スーパーマーケット、ドラッグストア、大型量販店の業種で認知全体の7割近くを占める。
- ・警察では、店舗に対する立ち寄り警戒や防犯指導を通じて、各事業者による商品陳列の工夫や従業員による声かけの徹底を働きかけ、店舗が主体となった「万引きをさせない環境づくり」の浸透をより一層図る必要がある。

## 9 人身安全関連事案の動向

### (1) ストーカー事案

ストーカー事案の相談等件数と検挙件数（過去5年）

(件)



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	前年比増減（注）
ストーカー事案の相談等件数	304	283	270	244	214	-30
検挙件数	25	29	37	43	41	-2
うち刑法犯・特別法犯検挙	20	22	30	27	15	-12
うちストーカー規制法違反検挙	5	7	7	16	26	10

注：令和4年の数値と比較した令和5年の増減数

※ストーカー事案の相談等件数には、執ようなつきまといや無言電話等のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

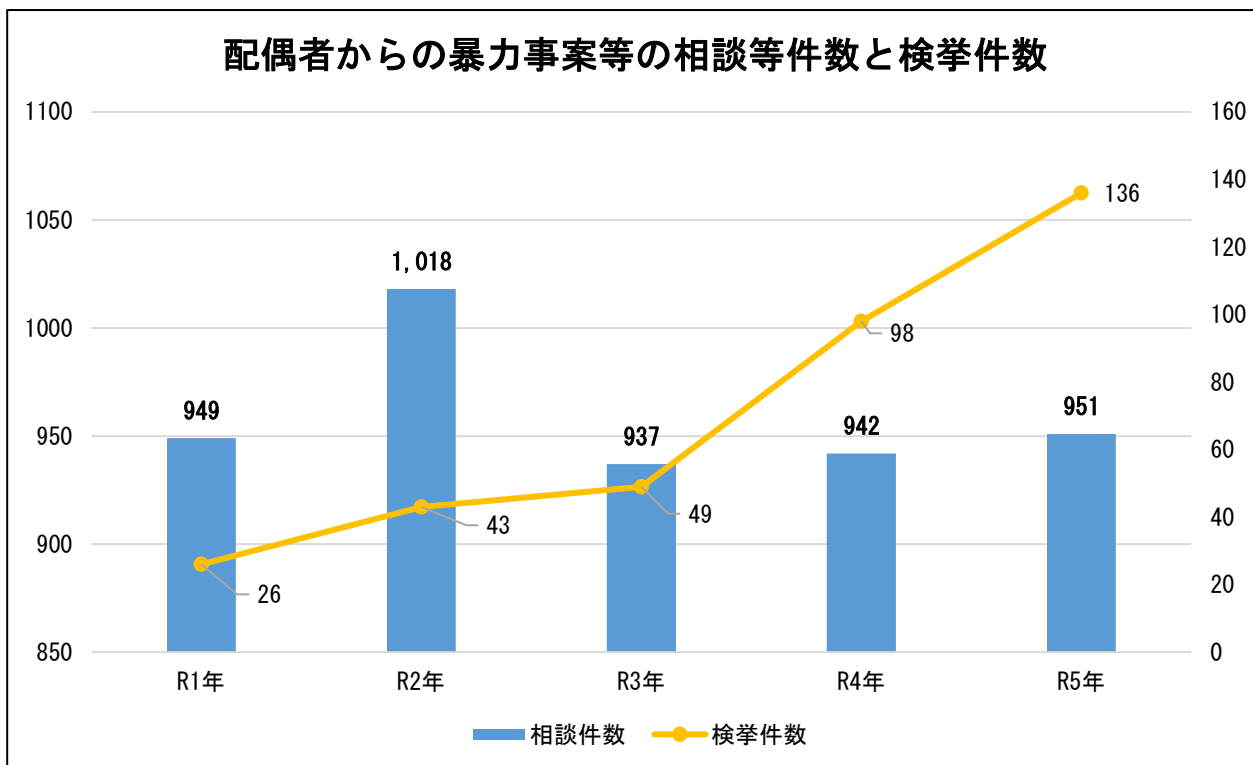
#### 【傾向】

- ・ストーカー事案の相談等件数は減少傾向にあるが、事案認知時には事態がエスカレートしないよう早期に必要な措置を講じるようにしており、検挙件数は前年とほぼ横ばいで、なかでもストーカー規制法違反の検挙件数は大幅に増加している。

(2) 配偶者からの暴力事案等

配偶者からの暴力事案等の相談等件数と検挙件数（過去5年）

(件)



	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	前年比増減（注）
配偶者からの暴力事案等の相談等件数	949	1,018	937	942	951	9
検挙件数	26	43	49	98	136	38
うち刑法犯・特別法犯検挙	26	41	48	98	136	38
うち保護命令違反検挙	0	2	1	0	0	0

注：令和4年の数値と比較した令和5年の増減数

※配偶者からの暴力事案等の相談等件数とは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。

【傾向】

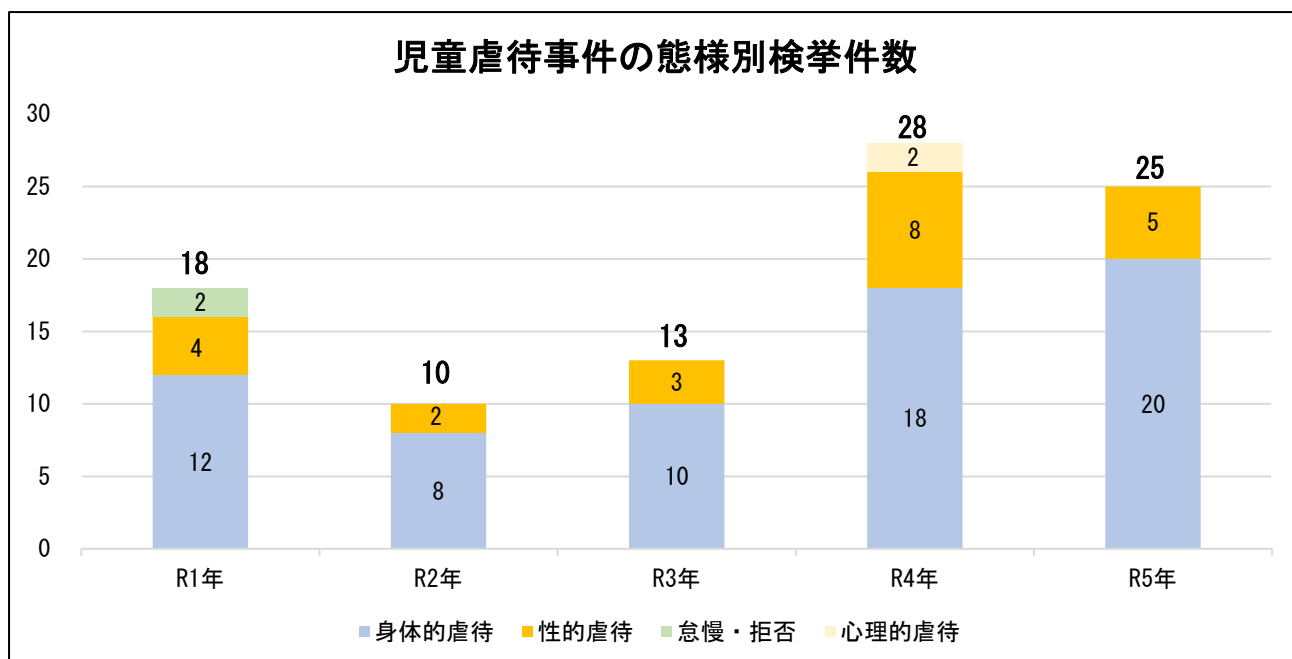
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談等件数は横ばいの状況。
- ・事案認知時は、夫婦間の事案であっても、事態がエスカレートしないよう、早期に必要な措置を講じるようにしており、検挙件数は前年より増加し、過去5年で最多となっている状況。

### (3) 児童虐待

児童虐待の状況（過去5年）

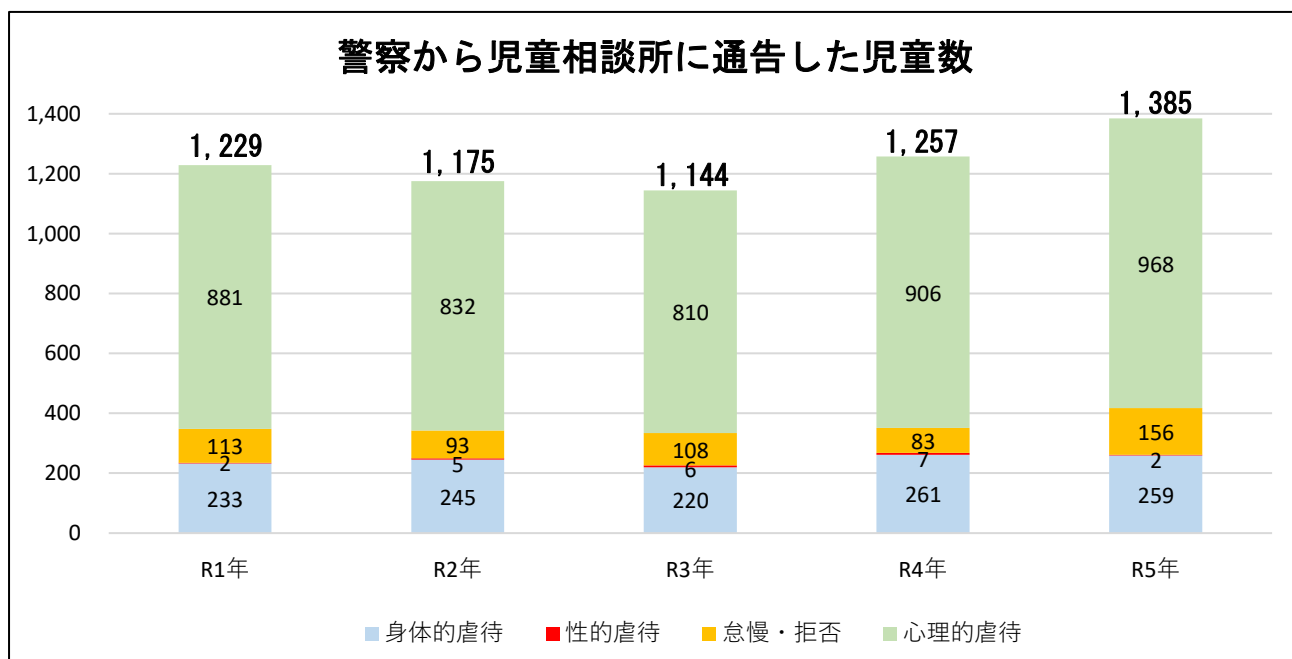
〈児童虐待事件の態様別検挙件数の推移〉

(件)



〈警察から児童相談所に通告した児童数の推移〉

(人)



#### 【傾向】

- ・ 通告児童数の約7割を心理的虐待が占めており、また、通告児童数は過去5年で最多となった。

## 10 総括

- 令和5年の刑法犯認知件数は、9年ぶりに増加に転じた令和4年に引き続き、増加傾向が継続している状況。
- 増加の要因として、詐欺、自転車盗、万引きなどが挙げられ、それらの被害の実態から、詐欺であれば、県民等への新たな手口に関する情報の周知や、水際阻止対策の徹底に向けた金融機関やコンビニエンスストア等との連携の強化、自転車盗であれば、いつでもどこでも施錠するという行動変容に向けた取組の推進、万引きであれば、店舗による盗難防止のための工夫や整備、従業員等による来店者への声かけなど、犯罪の発生に歯止めをかける対策を講じる必要がある。
- 令和5年は、7月に刑法の一部改正や、性的姿態撮影等罪の新設等もあって、認知件数は増加傾向にあるが、性犯罪に関する事案については、被害を潜在化させないことが重要であることから、被害者に被害の申告を躊躇させないよう、関係機関と連携を図りつつ、被害者に寄り添った対応に努めるとともに、被害防止のための広報啓発活動及び検挙活動を一層強化していくことが重要。
- ストーカー、DV、児童虐待等の人命に直結する人身安全関連事案は、迅速的確な対応が求められるところ、警察の積極的な介入により、夫婦間のDV事案に関しては検挙件数が、児童虐待事案に関しては通告児童数が、それぞれ大幅に増加した。今後も、積極的に被害者の安全確保を最優先とした対応を講じていくことが必要。
- 県警察では、県内の刑法犯認知件数が増加の兆しが見え出した令和4年10月に「犯罪抑止対策緊急強化戦略」を策定し、以降継続的に犯罪抑止及び検挙活動の強化を図っているところ、令和6年も引き続き、同戦略に基づいた活動を推進する。